

◇ 天野和夫賞 ◇

# 天野和夫賞

## 第9回受賞者および選考理由

### 1. 天野和夫賞の趣旨

本賞は、法哲学者としても活躍された立命館大学元総長・学長、故天野和夫先生のご令室・天野芳子様のご寄付に基づき、立命館大学大学院法学研究科において優れた研究成果を出して学位を取得した大学院修了生、ならびに法の基礎理論研究の成果によって学問の発展に多大な寄与をしたと認められる、主として若手の研究者を表彰し、その研究を奨励することを目的とする。

### 2. 本賞の区分

- (1) 天野和夫研究奨励金規程（以下、規程）第3条1項1号の該当者  
「卓越した研究成果をもって本学大学院法学研究科において課程博士の学位を取得した者」
- (2) 規程第3条1項2号の該当者  
「特に優れた成績をもって本学大学院法学研究科において修士の学位を取得した者」
- (3) 規程第3条2項の該当者  
「法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献した者」

### 3. 第9回天野和夫賞選考の経過

2011年度については、規程第6条に基づき、駒林良則・本学法学部教授（法学研究科長）を委員長とし、田中成明・国際高等研究所副所長・京都大学名誉教授（法哲学専攻）、平野仁彦・本学法学部教授（法哲学専攻）、

高橋直人・本学法学部教授（法史学専攻）、渡辺千原・本学法学部教授（法社会学専攻）、米山裕・本学教学部副部長を委員として天野和夫賞選考委員会が組織された。選考委員会は、2011年8月8日に開催され、選考の結果、以下のように決定した。

#### 4. 第9回天野和夫賞受賞者とその選考理由

(1) 規程第3条1項1号該当者

今年度は受賞者なしとする。

(2) 規程第3条1項2号該当者

橋本康平氏

最終学歴：2011年3月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程前期課程修了

専攻分野：税法

学 位：修士（法学）立命館大学

修士論文：「受益者連続信託における資産税課税の検討—後継ぎ遺贈型の受益者連続信託を中心に—」

#### 【選考理由】

論文は、「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」の課税のあり方について、「後継ぎ遺贈」に関する従来の民法の学説や判例の議論や旧信託法下の課税関係、平成18年の新信託法の成立と平成19年の信託税制の見直しなどをふまえ、その問題点について検討したものである。「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」について、従来の民法の学説や判例、新旧の信託法とその課税上の取扱いに関する議論を詳細に検討し、さらに独自に具体的な活用事例を考えて新信託税制における課税上の問題を回避すべく解釈論と立法論の両方からの見解を示している。すなわち、解釈論としては、受益権が複層化された信託であっても、それが「同時的」に存在し、かつ後の連続が予定されていないスキームであれば、信託法91条の「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」に該当する。また、新信託法91条の「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」に該当する。また、新信託法91条の「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」に該当する。

託」と相続税法 9 条の 3 の受益者連続信託のいずれにも該当せず、収益受益者の信託財産全部への課税を回避できると解する旨主張する。他方、立法論としては、「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」の実務での利用の促進を考慮して、相続税法 9 条の 3 の適用対象から除外する立法措置が必要であることを提言している。

本論文は、信託法と民法と税法が複雑に絡み合う難解なテーマについて丹念に研究し、「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」の利用を促進する立場から適切に独自の解釈論と立法論を展開している。法学部 4 回生在学中に司法書士試験に合格した後、法学研究科に進学し民法や信託法に加え金融関係の法律から税法まで幅広く積極的に学修した橋本君の学修成果がよく表れた大変優秀な論文と評価することができる。

畑 桜 氏

最終学歴：2011年 3 月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課程  
前期課程修了

専攻分野：刑事訴訟法

学 位：修士（法学） 立命館大学

修士論文：「裁判員制度下における手続二分制の有効性」

#### 【選考理由】

本論文では、日本の裁判員制度における刑事被告人が、その憲法上の権利を十分に保障されるための制度として、刑事司法手続における手続二分制の導入が検討されている。

現行の裁判員制度の問題点として、1つは弁護人が事実認定に関する弁護と情状弁護の間で、無罪を主張しながら有罪となった場合の量刑についても主張しなければならないという深刻なジレンマに陥る可能性があることを挙げ、2つ目として、そのような弁護を行わざるを得ないことにより、被告人の防御権保障が十分に果たされず、憲法違反に繋がるのではないかという点を指摘している。

本論文では、このような制度的問題点を改善する方策として、罪責認定手続と量刑手続を分離する「手続二分制」を導入するという制度提案を行っている。罪責認定手続と量刑手続を、中間判決を挟んだ別個の手続として構想し、それぞれの手続を純化することで、被告人にとっての適正手続保障を担保することのみならず、裁判員を含めた判断者にとっても、より公正・公平な判断を行う前提となることが期待され得るのである。

その提案内容は、指摘された問題点の解決手段として妥当と考えられ、また、十分に具体性を持ったものとなっており、修士論文として高い評価に値するものである。

(3) 規程第3条2項該当者

石川博康氏

最終学歴：2000年3月 東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了

\*学習院大学法学部助教授（2007年4月より准教授に職名変更）を経て、2008年4月より東京大学社会科学研究所准教授

専門分野：民法

学位：修士（法学） 東京大学（2000年3月）

著書：『「契約の本性」の法理論』有斐閣（2010年）

**【選考理由】**

「合意に対して法が与える補足的・修正的作用についての理論的基礎を探求すること」が同書の目的であり、「契約内容の実体的構造」に関するいかなる考慮が法による「契約補充」と「契約内容の規制」という作用をどのように支えているのかについて検討が行われる。上記の「契約内容の実体的構造」を理解するために、著者は、契約規範の内容に関する「三分法」の理論に注目し、これを歴史的に考察した上で、契約の補充と規制をめぐる問題について考察する手がかりを見いだそうとする。「三分法」が成立したのは中世ローマ法学においてであるが、著者は、その源泉となる古代のローマ法に遡って議論を開始し、次いで上記の中世ローマ法学、さ

らに近世ヨーロッパの法学, 19世紀のドイツ・フランスを中心とするヨーロッパの立法とそれにかかわる法学上の議論を素材として, 「三分法」に関する分析を進める。以上をふまえ, 著者は現在のドイツとフランスの状況についても検討した上で, 契約の補充と規制の構造とその理論的基礎について結論を明らかにし, さらに今後の課題として日本法における解釈論にもつなげていく展望を示している。以上, 同書は契約の基礎理論に関わるスケールの大きいテーマを取り扱い, 考察の中心となる歴史的な分析については, ラテン語, ドイツ語, フランス語, イタリア語等の史料を精緻に読み解き, 著者の卓越した語学力・分析力の成果であるとともに, 豊富な一次史料に即した実証研究を行いつつ, 二次文献(国内外の先行研究)も丁寧に参照している。これらの点から, 同書が民法学の基礎研究のみならず法史的な研究としても大きな意義を有し, 天野賞にふさわしい作品であると評価できる。

## 5. 天野和夫賞授与式

2011年12月11日, 本賞の受賞者出席のもと, 二宮周平・本学法学部長(当時)の司会により『天野和夫賞第9回授与式』が開催された。川口清史・本学総長より賞状ならびに副賞の授与が行われ, 天野芳子様よりご祝辞をいただくとともに, 駒林良則・選考委員長より選考理由の報告が行われた。授与式は, 関係各位の出席を得て, 晴れやかに行われた。